保発第0305002号 平成20年3月5日

厚生労働省保険局長

「医療費の内容の分かる領収証の交付について」の一部改正について

標記については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)が制定され、同告示別表第1医科点数表及び別表第2歯科点数表の特掲診療料として新たに病理診断が追加されるとともに、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第28号)及び老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件(平成20年厚生労働省告示第70号)により、平成20年4月1日より、電子情報処理組織を用いて療養の給付費等を請求することとされた保険医療機関は、患者から療養の給付に係る一部負担金等の費用の支払を受け、患者から求められたときは、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならないこととされたところであるが、これらに併せ、「医療費の内容の分かる領収証の交付について」(平成18年3月6日保発第0306005号。以下「旧通知」という。)について下記のとおり改正することとするので、御了知の上、管内保険医療機関等、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対し、周知徹底を図られたい。

記

旧通知の題名を「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」に改める。

旧通知中「記」以下を別紙のとおり改める。

- 1 保険医療機関及び保険薬局に交付が義務付けられる領収証は、医科診療報酬及び歯科 診療報酬にあっては点数表の各部単位で、調剤報酬にあっては点数表の各節単位で金額 の内訳の分かるものとし、医科診療報酬については別紙様式1を、歯科診療報酬につい ては別紙様式2を、調剤報酬については別紙様式3を標準とすること。
- 2 指定訪問看護事業者については、健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第9項及び健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第72条の規定により、患者から指定訪問看護に要した費用の支払を受ける際、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しなければならないこととされているが、指定訪問看護事業者にあっても、保険医療機関及び保険薬局と同様に、正当な理由がない限り無償で交付しなければならないものであるとともに、交付が義務付けられている領収証は、指定訪問看護の費用額算定表における訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、後期高齢者終末期相談支援療養費及び訪問看護ターミナルケア療養費の別に金額の内訳の分かるものとし、別紙様式4を標準とするものであること。
- 3 電子情報処理組織を使用して療養の給付費等の請求を行うこととされた保険医療機関 については、明細書を即時に発行できる基盤が整っていると考えられることから、患者 から求められたときは、明細書を交付しなければならない旨義務付けることとしたもの であること。
- 4 明細書については、療養の給付に係る一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目 ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、個別の診療報酬点数の算定項目(投 薬等に係る薬剤又は保険医療材料の名称を含む。以下同じ。)が分かるものであること。 なお、明細書の様式は別紙様式5を標準とするものであるが、このほか、診療報酬明細 書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で発行した場 合にも、明細書が発行されたものとして取り扱うものとすること。

さらに、明細書の発行が義務付けられた保険医療機関において、無償で発行する領収書に個別の診療報酬点数の算定項目が分かる明細が記載されている場合には、明細書が発行されたものとして取り扱うこととし、当該保険医療機関において患者から明細書発行の求めがあった場合にも、別に明細書を発行する必要はないこと。

- 5 3に規定する保険医療機関以外の保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に おいては、患者から求められたときは、明細書の発行に努めること。
- 6 明細書の発行の際の費用については、現時点では保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者と患者との間の関係にゆだねられているものと解することができるが、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額の料金を設定して

はならないものであること。

7 診断群分類点数に関し明細書を発行する場合については、今後、診断群分類点数に基づく診療報酬明細書の提出時に包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報が添付されることと合わせ、入院中に使用された医薬品及び行われた検査の名称に関する情報を明細書に付記又は添付することが望ましいものであり、その詳細は追って通知するものであること。

## 領 収 証

領収書No.		患者番号		氏 名					İ	請求期間							
	1, 0,	72. 1	<u> </u>				Н		—— 様		平,	成 年		$\frac{1}{1} \sim \overline{1}$		<del></del> F 月	日
	発 行 日		負担	割合	本・家	区分	]						提	上 供	日		
平成		日	<del>1</del> Fl	単価	数量	金額	_ 				1 8	2 9	3 10	4 11	5 12	6 13	7 14
保険適用 負担	(内訳)	灰貝担刀弓	R FI	半個	<b>数里</b>	並領					15 22	16 23	10 17 24	18 25	19 26	20 27	21 28
											29	30	31		_ = -		
														備考			
							_										
保険外負担	保険外負担分項目 (内訳)			単価	数量	金額	税	消費税等				保険		保険外負担			
										明細合計額		H		円			
										課税対象額					P		
										領収額 合 計			Į.				

東京都〇〇区	00	$\bigcirc$ –	- () -	- 🔾	
00	訪問看	う護 ス	、テー	ーショ	こと
	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	

領収印